

令和6年度大阪府障がい者施策推進協議会意思疎通支援部会
盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ 議事概要

■日時：令和7年2月27日（木）午後1時30分から3時30分

■場所：大阪府庁別館6階福祉総務課会議室

■出席委員（五十音順・敬称略）

姜 博久 特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム 代表理事

潮谷 光人 東大阪大学こども学部こども学科 教授（座長）

西尾 健太郎 盲ろう者等社会参加支援センター 副所長兼相談室長（職務代理者）

矢倉 紀 盲ろう者等社会参加支援センター連携機関 NPO 法人大阪盲ろう者友の会 代表理事

山崎 初江 盲ろう者等社会参加支援センター連携機関 NPO 法人ヘレンケラー自立支援センター
すまいる 理事長

議題1 盲ろう者通訳・介助者の養成について

（事務局）

令和6年度の養成研修、現任研修、現任実習の実施状況について報告。

（委員）

- ・現任研修の免除者が53人ということだが、あまりにも多すぎるのではないかと感じる。
- ・当機関の免除者は12人だが、常勤の職員で盲ろう者の様子をしっかりと見ている人。そういう人が免除者になると、以前のワーキングで決めた。当機関の免除者を除いても、53人は多いと感じる。
- ・多くの通訳介助者に現任研修を受けてもらうことが前提となっていたはず。日常的に活動している人であれば、免除になっても良いと思うが、そうでないなら現任研修を受けるべきだと思う。そういう線引きがあやふやになっていると思う。
- ・以前お聞きしたところ、他機関では雇用していると言うだけで免除にしており、免除者について通訳介助者の中でも疑義が生じている。線引きをはっきりしてほしい。

（委員）

- ・盲ろう者等社会参加支援センター連携機関で雇用契約を結んでいる人が免除の対象。連携機関に該当する人を照会し、回答頂いた人を免除にしている。雇用契約を結んでいる人は、日常的に盲ろう者の通訳介助活動をしている人と考えている。
- ・今年度は現任研修の対象となる人数が多いため、免除者も多く感じる。以前は、活動実績に応じて免除されていたが、その時に比べると免除者は減っており問題ないと思う。

（委員）

前に比べたら免除者が少なくなったが、活動していても問題がある人がいるため免除規

定を変更した。活動状況に応じて免除するなら、連携機関で雇用されていない人でもたくさん活動している人もいる。通訳介助者の中でも、免除者で疑義が生じている。職員であれば盲ろう者に接する機会も多く、十分理解しているため免除できるということになったはず。

(事務局)

- ・ 現任研修は3年ごとに受講が必要。過去、免除規定はなかったが、本ワーキンググループで免除規定を設けることとなり、現在の規定に決定した。
- ・ 以前は、年間を通じて概ね月1回以上の派遣又はそれと同等の実績のある通介者であること。かつ、盲ろう者等社会参加支援センター又は同センター連携機関の事前承認を得ていることが免除の条件であった。しかし、免除者による不適切な通訳・介助が続いたことから、免除となる人の範囲を縮小し、現在の規定になった。
- ・ この規定は、雇用契約を結んでいる人については、日々、各機関で通訳・介助の実務を行っており実践を積んでいることに加え、事業所として定期的に人権研修等を行っているため知識面でも研修と同等のことを行っているため、免除できると判断された。
- ・ 免除規定に該当する人であっても、各機関が現任研修の受講が必要と判断すれば、免除者として承認しなければ、研修の受講が必要となる仕組み。
- ・ 事務局としては、各連携機関において、勤務実態等に基づき免除するかどうかの判断をいただいていると考えている。

(委員)

雇用されていても必ずしも免除となるわけではないということだか、免除者について府から意見を言うこともあるのか。

(事務局)

- ・ 府や研修実施機関では雇用契約の有無は分からないため、意見を言うことはない。
- ・ 雇用契約があることだけで免除されているのではなく、日々の状況を踏まえ免除できると各機関が承認した人が免除となる。

(委員)

各機関が私的に判断し、免除してしまうのではないか。免除者の中には大事な講義であるため、研修を受講したいと思う人もいるのではないか。そういう人のためにも、受講できるようにできないか。何か線引きをしてほしい。

(事務局)

府や研修実施機関から、免除者に対して、希望すれば研修の受講は可能とする案内を出すことはできるかもしれないが、それは連携機関等で実施しているものと認識。仮にその方法に変更した場合、免除者の整理が難しくならないか。

(座長)

各機関が免除の承認をする際の判断が難しいのではないか。

(委員)

確かに判断にはひいきなどしてしまう可能性があって難しい。研修実施機関で、受講すべき人かどうか判断できないのか。

(委員)

- ・雇用契約の有無はわからない。雇用契約以外で受講の必要性を判断するとするならヒヤリハット報告の状況で判断することは可能。ヒヤリハット事案が多いので、受講するよう案内することは可能だが、ヒヤリハット報告が上がってこなくなる可能性がある。ヒヤリハット報告は大変重要。報告をもとに再発防止や事故防止に努めているため、報告が減るのは良くないと感じる。
- ・今年度の研修は動画配信も行った。免除者で視聴を希望する人は、リンク先を送ることは可能。そういう対応であれば可能。
- ・全ての受講対象者に研修資料を送付し、理解を深めてもらうことは可能。

(委員)

- ・それはお願いしたい。やはり判断が難しい。当機関では職員として従事している人を免除にしている。活動実績が多くても、受講が必要としているが、他の機関ではどのように判断しているのか。
- ・他機関は盲ろう通訳介助の活動がなくても雇用契約があるというだけで免除にしているのではないか。

(委員)

- ・雇用契約を結んでいる人を免除にしているが、活動が少ない人は免除の対処外にしている。
- ・基本的には以前の基準であった、月一回以上の活動実績がある人を免除にしている。

(座長)

各機関、一定の判断基準があるようだが、日常的に通訳介助を行っていることや月一回以上活動していることなど、そうした基準を各機関で共有した方が良いのではないか。

(委員)

今まで通りのやり方で良い。

(委員)

免除規定を公表し、該当する場合は免除になるという周知はしないのか。

(座長)

免除規定について、通訳介助者に伝わっていない可能性が高い。ホームページ等で公表することで、通訳介助者や関係機関が共通認識をもち、不公平感が解消されるのではないか。

(委員)

- ・雇用契約をしているのであれば、各機関として一定のスキルを担保していることになる。
- ・両機関に所属していない、ボランティア登録だけの人で活動実績が多い人とは、スキルに違いがあると思う。両機関であれば人権研修など内部研修をしっかりと行っているため、免除できると整理した。そこに活動実績を入れることに意味はないのではないか。

(事務局)

以前は活動実績で判断していたが、活動実績がある免除者による不適切事例が発生した。現在の規定は活動実績ではなく、普段の勤務状態をふまえて研修の受講が必要か、各機関で判断するために承認が必要となった。

(委員)

当機関としてはこの基準で良いと思うが、機関ごとに差があることは事実。各機関で承認する際の線引きが難しいというのはある。

(座長)

- ・現行の規定でも良いが、各機関で判断する際、線引きが難しいという課題は残る。各機関の判断基準を共有することも必要かもしれない。
- ・免除規定を公開することで、通訳介助者や各機関の認識が統一される。事務局で対応を検討するように。

議題2 盲ろう者通訳・介助者の派遣について

(事務局)

- ・介護サービス、障がい福祉サービスとの併用について令和6年度の周知状況を報告。
- ・ヒヤリハットについて、令和6年度の状況を報告。
- ・令和6年度に実施した実態調査について結果を説明。

(委員)

未登録の盲ろう者に対して、どのように周知しているか。

(事務局)

盲ろう者を含め、障がいのある方の相談や障がい福祉サービス等の支給決定を行っている市町村への周知が重要と考え、市町村向けの研修会等で事業の周知を行っている。その他、事業者向けの研修等での周知や、ホームページ等での周知を行っている。新規登録者

はここ数年増加傾向にある。引き続き、同様の取り組みに努める。

(委員)

様々な取り組みに感謝。盲ろう者が、養成講座や派遣登録などの情報を知ることができる機会を作ってほしい。今後検討してほしい。

(委員)

- ・同行援護との併用などは、通訳介助者では決められない。周知は毎月ではなく、数ヶ月に一回で良いのではないか。活動明細で周知するなら、特に注意が必要なヒヤリハットの事例を周知する方が良いのではないか。
- ・ヒヤリハット報告については、事故として報告すべきものも含まれている。府の障がい福祉サービスの事故報告様式では、転倒転落は事故扱いとなっている。電車にぶつかった事案も事故報告ではないか。事故は警察沙汰になったものかなと思うが、そこまでいかないものも事故報告すべきものがある。報告の判断基準は、他の介護事業者と同じレベルにするべき。活動明細に報告基準を記載するなど、府と実施機関で検討し、周知徹底してほしい。
- ・現任研修で歩くスピードを本人に合わせるなど、転倒・転落・接触防止について、未然防止策・再発防止対策をしっかりと実施してほしい。電車に乗る際の移動に関する研修があると思うが、視覚障がいの専門機関が講師をしていたと思う。電車とホームの間が空いている場合、音声でコミュニケーションが取れる人には声をかけることで防げるが、聞こえない人では防げないので注意が必要。通訳介助者の中にはそうした違いが分かっていない人もいる。そういったことを研修すべき。外出研修ではそういった事例を知らない場合もある。移動研修で音声以外のコミュニケーションの人に対する支援方法を研修すべき。
- ・調査は 57 人ではまだまだ少ないが、今回の調査結果から 60 代以上が多いことが分かる。家族との同居の有無について聞いているが、家族であっても子どもなのか高齢の親なのかで在り方が変わってくる。60 代以上で親と同居している人や、ケアマネの利用がない人の数を分かっておく必要がある。緊急時にアプローチできるように考えてほしい。
- ・同居の項目について、グループホームに入っている人は同居ととらえているのか、そうでないのか教えてほしい。「家族との同居あり」が 23 人とあるので、「なし」の人が多いということ。
- ・派遣登録している人全員の年齢区分を記載してほしい。
- ・補助具で白杖や補聴器の利用者数を記載しているが、もう少し人数が多いはず。
- ・困り事として、通訳介助者が見つからない場合、派遣を断られる。予定日に迎えに来てくれない、急なキャンセルがある、土日の連絡が取れないという意見があるが、改善策を考えてほしい。
- ・以前より、通訳介助者は有償ボランティアなので責任などは求められないと言われていたが、通訳介助者が緊急時の対応や事故の責任を負わなければいけないのか。そうなる

と、負担感があり、辞めてしまう通訳介助者もいるのではないか。それを懸念している。盲ろう者の社会参加が妨げられたり、大きな事故が起こる前に対応を考えてほしい。ヘルパー事業所では土日の緊急連絡先を設けて対応している。重度化、高齢化が進んでおり、事故も増えてきているので、有償ボランティアを理由に従来通りとするのではなく、他の介護事業所と同様に緊急時に対応できるように検討してほしい。

(事務局)

- ・委員からご意見があったように、同行援護との併用は通訳介助者にある程度浸透してきたため、周知頻度は見直していく。
- ・ヒヤリハットの周知については実施機関と調整する。

(委員)

ヒヤリハット報告はこれまで少なかった。改善策の一つとして、報告様式の見直しを行った。以前は事故報告とヒヤリハットは同じ様式を使っていたため、報告を上げにくいという意見があった。入所施設で使われている様式ではないが、今のヒヤリハット様式には、事案の内容だけでなく、対応した内容、今後同様の事案が起こった場合の対応や事故を想定した項目が入っている。再発防止項目もあり、今のヒヤリハット様式の内容は十分と考える。様式を変更したことで、報告件数が増え、大きな事故防止に役立っている。ヒヤリハットと事故の区別については、当機関から周知していく。

(座長)

ヒヤリハットと事故は分けて報告が上がってくるように対応願う。件数も増えているということだが、実際にはもっとあるのかもしれない。ヒヤリハットはある程度の数が集まらないと分析ができない。少しでもヒヤとした場合は書いてもらうことが大事。その点については通訳介助者への周知が重要。

(委員)

活動明細にヒヤリハット事例を紹介していくが、直近の事例を掲載すると、該当の通訳介助者の心理的負担が大きくなる可能性があるため、前年度の事例など、個人が特定されないようタイムラグを設けたい。

(座長)

養成研修や現任研修でも活用することが大事。

(委員)

- ・ヒヤリハットであるかの判断は誰がどのように行うのか、通訳介助者に伝わっているのか教えてほしい。また、事故が起きた時の対応マニュアルは通訳介助者に周知されているのか。
- ・通訳介助者の派遣と同じように有償ボランティアで活動している団体に同様のマニユ

アルがあるのか調べたが、見つけられなかった。有償ボランティアではあるが、盲ろう者と通訳介助者の関係性が深く、その中では有償ボランティアの枠では対応できないことがでてくる。利用者は同行援護と通訳介助の区別がつけにくく、有償ボランティアの枠を超える部分がある。そうした中で、ヒヤリハットや事故が起こった際の対応について、盲ろう者と通訳介助者に周知しておかなければならない。

(委員)

緊急時の連絡先などは決まっているが、マニュアル化はされていない。マニュアルを作る場合は、他サービスとの併用時の取り扱いなど検討課題がある。同じ支援者が時間によって違うサービス提供者となっている場合もある。府と協議し検討していく。

(座長)

公的な部分や責任問題にもなるため整理が必要。ヒヤリハットについては現任研修で周知しているということだったが、事故防止の観点で演習や実技を行うことはあるか。

(委員)

事故防止の演習は行っていない。

(委員)

可能なコミュニケーションの内容によって、事故防止の対応が変わってくるので、研修の中に入れた方が良いと思う。

(座長)

ヒヤリハットの事例の周知も大事だが、再発防止の対策を含めた周知が重要。養成研修や現任研修の講師と調整してはどうか。

(事務局)

- ・ 60代以上で親と同居しており、ケアマネの利用がない人は1人だった。しかし、調査の過程で、盲ろう者の中には、ご自身が受けておられるサービス内容について、把握していない方が多いということが分かった。その点を踏まえて調査結果を見て頂きたい。
- ・ グループホームの入居者については、家族との同居はなしで計上している。
- ・ 派遣事業に登録している人の年齢区分は令和3年度のワーキングで報告しており、その時点から大きな違いはない。

(委員)

- ・ 相談支援事業所の現場で意思疎通支援が話題になることがほとんどない。ケアマネも意思疎通支援を希望する人がいても、どのように対応すれば良いか判断がつかないのではないか。
- ・ 調査結果で、相談支援が入っている人は11人だったが、大阪市の平均値では約半数が

計画相談を利用しており相談員がついている。それに比べると、盲ろう者が置かれている状況は少ないと考えられる。

- ・チラシの案もでていますが、当事者へのアプローチを増やしていく必要がある。ケアマネジャー、相談支援専門員といった方々に意思疎通支援というものを把握してもらう、意識してもらうことが大切な課題だと思う。しかし、方法としてどうしていくのかは盲ろう通訳介助者を担当している部署だけでは難しいと思うので、相談支援やケアマネジャーに関わる部署と意思疎通支援についての認識が深まるような研修などを実施するなどしていくべき。このワーキングを通じて、そうした発信ができれば良いと思う。

(座長)

- ・ヒアリングの対処は派遣事業に登録している人だが、実際には登録していない盲ろう者もたくさんおり、外出出来てない方もたくさんいる。そういった方へのアプローチをしっかりしていかなければならない。それはこのワーキングだけではできないこともあるので、他の部署や市町村の研修などを活用するなど取り組んでいかなければならない。
- ・府内でアウトリーチ的な対応をしているのは岸和田市。障がい等級が高く、親と同居している人で高齢の人に手紙を出して対応している。そうした対応がないとそもそも生活状況の把握ができない。更に相談支援を入れていくとなると、大阪全体を変えていかないとこういった状況は変わっていかないと思う。何かしらの発信が少しでもできたら良いと思う。相談支援部会にも参画しているので、相談支援がこれだけ盲ろう者に届いていないということを情報提供できたらと思っている。
- ・ヒアリングは次年度も同様に実施する予定か。何年に一度など、目安はあるか。

(事務局)

- ・ヒアリングは定期的には実施しているものではない。近年、ワーキングにおいて、高齢化が進んでいるのではないかとの意見があり、実態を把握して養成や派遣事業に反映させるために、昨年度のワーキングで調査項目を決め、今年度実施したもの。
- ・今回の調査結果を踏まえて、必要に応じて研修内容を見直すなど対応する予定。
- ・来年度以降は、現時点では調査する予定はない。状況をみながら、必要に応じて検討していく。

(座長)

府の障がい者計画が次期に向け動いている状況もあり、盲ろう者の生活実態の把握を進める必要がある。

(委員)

通訳介助者も高齢化している。高齢の通訳介助者であっても、場合によって通訳は可能だと思うが、派遣の際の条件や、早く歩くことはできないなど、状況報告は自己申告制か。

(委員)

そういった情報は、活動報告の備考欄に記入してもらっている。備考欄の内容をふまえ、コーディネートの際、注意が必要な点があれば盲ろう者に伝えるようにしている。

(委員)

それを聞いて、不安があるので派遣をキャンセルしたいと言われることはあるか。

(委員)

過去にあった。

議題3 盲ろう者支援施策について

(事務局)

- ・相談支援事業所や介護サービス事業者に対して、通訳介助者派遣についての理解を促進することなどを目的に作成した周知チラシについて案の説明。
- ・盲ろう者通訳・介助者養成研修、盲ろう者通訳・介助者派遣事業、盲ろう者支援センター事業について、令和4年度から令和6年度の事業実績を説明。

(委員)

チラシの周知はどのように行う予定か。

(事務局)

相談支援事業所や介護サービス事業者等の大阪府の所管課や市町村を通じて各事業者や盲ろう者へ周知する予定。

(委員)

案のとおりで良いと思う。

(座長)

- ・盲ろう者の理解としては良いと思うが、相談支援事業所やサービス事業所がこのチラシを受け取った後の展開も案内した方が良いのではないか。
- ・相談支援事業所に盲ろう者が来た際、どういう支援に結びつけるのか、コミュニケーションが可能であることを理解することは大事だが、他の利用可能なサービスや、同行援護との併用など、サービスの展開があると相談支援事業所も対応しやすいのではないか。

(委員)

盲ろうというだけでサービス利用を断られることがある。このチラシでその点を分かかって頂き、対応をお願いしたいと考えている。

(座長)

入り口で断るのではなく、コミュニケーションをとって、相談支援が可能であることを理解してもらうためのチラシ。

(委員)

65歳以上が増えている。今までの事業所では、介護サービスは受けることができないと言われるため、新しく介護事業者を探さなきゃいけない。その際、盲ろうというだけで繋がらず、ハードルが高かったということがあったと聞いたので、そこが一番課題だと感じている。

(委員)

盲ろう者からの依頼に、事業所の責任者としては、誰が対応できるのか考えてしまうことはあると思う。抵抗感が強くなってしまうと思う。何ができるのか、どういう風にどこで伝えていくかということが大事。事業所も安心して少しでも派遣しようと思ってもらえるような橋渡しを誰がしていけるのかということが重要。その上で、通訳介助者が橋渡しをしたり連携できれば、事業所も可能性を見出せる。上手く繋ぐ役割を誰が担うのか、相談員やケアマネとの関係性を深めていく必要があると思う。

(座長)

通訳派遣をヘルパー利用、ケアマネ利用でも活用できるということも記載しても良いかもしれない。コミュニケーションが取れるということを伝えていくことは大事。人材不足の中で、大変そうだなと思うとすぐに断る事業所もあると思う。そのハードルを下げるために、こういったサービスも利用可能であることを知ってもらうのは良いと思う。チラシについては意見を踏まえ対応頂きたい。

その他

(委員)

土日については休みであることは分かるが、急なキャンセルについて対応は何もないのか。

(事務局)

- ・現状は、予定の時間に来ない場合はキャンセル扱いになるなどのルールがあると聞いている。認識していない盲ろう者や通訳介助者もいるため、今後はキャンセルの場合の取り扱いや、土日祝日の対応について、改めて盲ろう者や通訳介助者に周知し、当日混乱がないよう努める。
- ・土日祝日 24 時間体制で連絡が可能な体制をとることについては、実施機関が連絡を受けても、できることが限られている。緊急時は迅速かつ適切な対応を行うために、消防や警察など専門機関に連絡し、判断を仰ぐべきと考える。しかし、そうした扱いを含め

緊急時の対応についてマニュアル化されていないため、整理し盲ろう者や通訳介助者に周知する。派遣実施機関が土日祝日含め 24 時間体制をとることについては困難であるため、実施予定はない。

(委員)

連携機関の登録者であればほぼ対応可能だと思う。どこにも属していない盲ろう者は心配だと思う。その点は何か別の方法を取れないか。盲ろう者は人によってコミュニケーションや年齢、相性が異なるため、全てが合わなければマッチングできず、難しいということはあるが、何かあればいいなと思う。

(座長)

緊急時の対応は大きな課題。サービスのにも徹底されていない場合もあり、支援区分の認定を受けてない人はみなしの利用はできず、緊急でのショート利用もできない状況もあり、緊急時対応は施策的に進めていってほしい。8050 のような生活状況にある方は支援拠点事業が始まり緊急利用も可能になってきている。緊急時対応で、やむを得ない措置の中でサービスに繋げることはできなくはないが、実態的にはなかなか進んでいないのが現状。盲ろう者に限らず緊急時対応はなかなか進んでいないのが現状。何らかの対応ができれば良いと思う。

(事務局)

検討する。